事後審査型条件付一般競争入札公告

下記業務について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年9月10日

多賀町長　久保　久良

1.　業務概要等

(1)　業務名

令和8年度　（企委）第19号
富之尾地区土地建物補償費算定支援業務委託

（以下「対象業務」という。）

(2)　履行場所

多賀町大字富之尾　地先

(3)　履行期限

契約締結の翌日から令和09年01月15日まで

(4)　業務概要

多賀町富之尾地区における土地建物に係る補償費算定支援業務
土地約2500㎡（立木補償含む）
建物（一般住宅および倉庫他）

(5)　予定価格（入札比較価格）

事後公表

(6)　最低制限価格

事後公表

2.　入札参加に必要な資格に関する事項

対象業務の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

(2)　令和7・8年度多賀町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者

ア．登録における業務種別が「補償コンサルタント」である者

イ．登録における契約事業所の所在が「滋賀県内」である者

(3)　別途、業務に関する諸条件として下記の条件を満たす者。

ア．公共事業における同種業務（土地調査や建物等の補償実績）の元請け・担当実績が過去１０年以内にあること。

イ．国土交通省の補償コンサルタント登録業者リストの登録部門に土地調査部門および物件部門の記載があること。その他、仕様書のとおり。

(4)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと

(5)　次に掲げる要件を満たす管理技術者または主任技術者を対象業務に配置できること。なお、届出のあった技術者は原則、変更することはできない。また、業務における配置予定技術者の届出は複数を認めない。

ア．土地調査部門および物件部門の補償業務管理士の資格を有する者、または同等以上の知識・経験を有する者を配置すること。

(6)　滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成29年10月１日制定）および多賀町建設工事等入札参加停止基準（平成30年訓令第１号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者

3.　設計図書の閲覧等

設計図、仕様書および図面は、下記により閲覧に供する。

(1)　期　間　令和8年9月10日（木）から令和8年9月28日（月）まで

(2)　場　所　多賀町入札情報公開システム

(3)　設計書および仕様書は、当該入札参加者において、多賀町入札情報公開システムから入手すること。

4. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和8年9月16日（水）　正午まで

(2) 提出方法

指定様式により、多賀町役場企画課あてメールで送信のこと。この際、件名は「業務番号　業務名　質疑送付」とすること。（持参、郵送は受け付けない）

(3) メール送付の宛先　「bid@town.taga.lg.jp」（企画課契約管理メールアドレス）

質問書指定様式　様式は多賀町ホームページからダウンロードのこと。

(4) 回答方法　　令和8年9月18日（金）　の午後から掲出する。

5. 入札参加資格申請の提出等

事後審査型のため、入札書提出時の入札参加資格申請の提出は不要とする。

6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

7. 入札執行の方法

(1) 入札書等の提出

本件入札は、電子入札により執行する。

入札書受付期間 令和8年9月25日（金）午前8時30分から令和8年9月28日（月）の午後5時まで

電子入札システムにより、入札金額・くじ入力番号を入力し、誓約書を添付して提出すること。

紙入札で参加する場合は、受付期間内に以下の送付先へ提出すること。

送付先 〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀３２４番地　多賀町役場企画課

(2) 添付書類内容

ア. 誓約書

紙入札で参加する場合は、受付期間内に以下の送付先へ提出すること。

送付先

※様式は、多賀町ホームページ（https://www.town.taga.lg.jp）に掲載

(3) 開札について

開札は、令和8年9月29日（火）09:00から順次行う。

開札場所　多賀町役場企画課

(4) 入札参加資格の審査および落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低制限価格以上の最低の価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の確認の後、落札者を決定する。

落札候補者のみ提出された入札参加資格確認書類を審査するものとし、落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、次点の候補者について審査を行い、落札者が決定するまで順次審査を行う。落札候補者決定の通知を受けたものは次に掲げる資料を提出しなければならない。

ア. 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(事後審査用)

イ. 現場代理人または主任技術者及び管理技術者調書等（別紙1）

上記調書には、配置予定の現場代理人、主任または監理技術者名を記入し、これらの者の免許等の写しならびに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証または社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付のこと

(5) 提出書類の作成等

入札参加申込は指定様式で作成し、送信すること。（押印不要）

提出された技術資料は返却しない。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効かつ最低制限価格を設けた場合はその額を下回らない入札のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

10. 契　約

(1) 契約書作成の要否　　要

~~(2) 対象業務の契約の締結については、多賀町議会の議決を得なければならないので、本契約に係る議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされた時に成立するものとする。~~

11. 支払条件等

(1) 前金払および部分払は行わない。

12. 入札の無効

(1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札

(2) 入札参加資格のない者のした入札

(3) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札

(4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

(5) ~~入札額と積算内訳書の金額が異なる入札~~

(6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

(7) 入札書（積算内訳書含む）記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札（紙入札については、押印が確認できないものも含む）

(8) 不正な目的でICカードを使用したと入札執行者が認めた入札

(9) 開札日時において、有効期限を過ぎるICカードにより提出された入札

(10) 入札書記載の金額を加除訂正した入札（紙入札）

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

13. 入札の辞退

(1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、既に提出した入札書を撤回できるものではない。

(2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

ア. 電子入札システムを使用して、届出を行う事。紙入札にあっては、入札辞退届を契約担当者に提出すること。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

14. その他必要な事項

(1) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札は失格とし、本件業務について再度入札に参加することはできない。

(2) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがある。

(3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、8(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

(4) この入札(または見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(5) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに多賀町財務規則、多賀町建設工事執行規則、多賀町建設工事等入札執行要領の定めによる。

(6) システムの稼働時間は次のとおりである。
電子入札システム：平日の午前8時30分から午後8時まで
入札情報公開システム：平日の午前6時から午後11時まで

(7) 電子入札システムを使用して送信する添付ファイルにおいては、ウィルスチェックの後、添付すること。

(8) 多賀町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第２課（0749-27-0110）及び多賀町役場企画課（0749-48-8122）へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。

(9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。